

天津日高彦火火出見尊 高屋山上陵 高屋部事務所改修工事に伴う立会調査

天津日高彦火火出見尊（以下、彦火火出見尊）の高屋山上陵は、鹿児島空港からは北北西へ約 3.5km、JR 肥薩線嘉例川駅からは西へ約 3 km の鹿児島県霧島市溝辺町麓に所在しており、桃山陵墓監区高屋部に属している（第 25 図）。同県薩摩川内市宮内町に所在する御父・天津日高彦火瓊瓊杵尊（以下、瓊瓊杵尊）の可愛山陵、同県鹿屋市吾平町上名に所在する御子・天津日高彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の吾平山上陵とあわせて「神代三陵」と呼ばれる。

彦火火出見尊は、『日本書紀』本文では「天津彦彦火火出見尊」と表記され、瓊瓊杵尊の第 2 子で、兄に火閼降命、弟に火明命がいるとされる。懐妊したことを瓊瓊杵尊に疑われた母・鹿葦津姫（木花之開耶姫）は、自身の証を立てるため産屋に火をかけ、その中で 3 子を次々に出産したという。この 3 子のうち、尊が「海幸山幸」神話の主人（神）公である「山幸」、兄の火閼降命が「海幸」である⁽¹⁾。

「神割岡」と呼ばれていた現在地への決定は、神代三陵同時の明治 7 年 7 月 10 日のことである。当時陵墓のことを管掌していた教部省は官員を派遣し、田中頼庸が推す「大隅国始羅郡溝邊郷麓村神割岡（現在地）」と、白尾國柱、後醍醐院真柱らが推していた「大隅国肝属郡内浦郷北方村国見嶽（現・鹿児島県肝付郡肝付町）」とを实地検分させている。地名考証や古老からの聞き取りなども行われているが、現在地へ決定することへの最大の理由は、『古事記』に「御陵者、即在高千穂山之西也。」⁽²⁾とあることに前者が合致しているのに対し、後者は合致していないことであった⁽³⁾。

当陵の一般拝所には、桃山陵墓監区高屋部事務所が所在している。事務所本体は昭和 17 年の建築で、昭和 60 年に電気線を引き込むなど環境改善のための改修工事が行われていたところであったが、このたび、各所の劣化がすすんだこともあり、さらなる環境改善のための改修工事を行うことになったものである。工事内容は、桟瓦葺屋根葺替、腐朽木部修繕、床シート張替、ミニキッチン新設、コンセント増設、便所改修、浄化槽更新、給水管改修であった。このうち、浄化槽更新では、浄化槽の埋設位置を変更するため、新たな設置場所で比較的大規模な掘削が行われることになった。当陵の担当が非常勤職員であり立ち会える日が限られること、浄化槽設置で大きめの掘削が行われること、これまでに地下の土層の情報を得る機会がなかったことなどの理由から、当陵敷地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」にはなっていないけれども、陵墓課及び陵墓監区事務所から職員を派遣することにしたものである。本件工事に伴う掘削は、上記の新規浄化槽設置箇所のほか、在来浄化槽撤去、浄化槽の位置変更による配管変更箇所、給水管の改修箇所などでも行われたが（第 26 図）、工程の都合からすべての掘削に立ち会うことはできないため、調査は、新規浄化槽箇所の掘削にあわせて令和 6 年 2 月 26 日～3 月 1 日の 5 日間で実施した。担当は、陵墓課の有馬伸、桃山陵墓監区事務所の安江竜太、森沢俊哉である。なお、期間中の 2 月 29 日には歴史学・考古学関係 16 学・協会の代表に対して現場公開を行った。

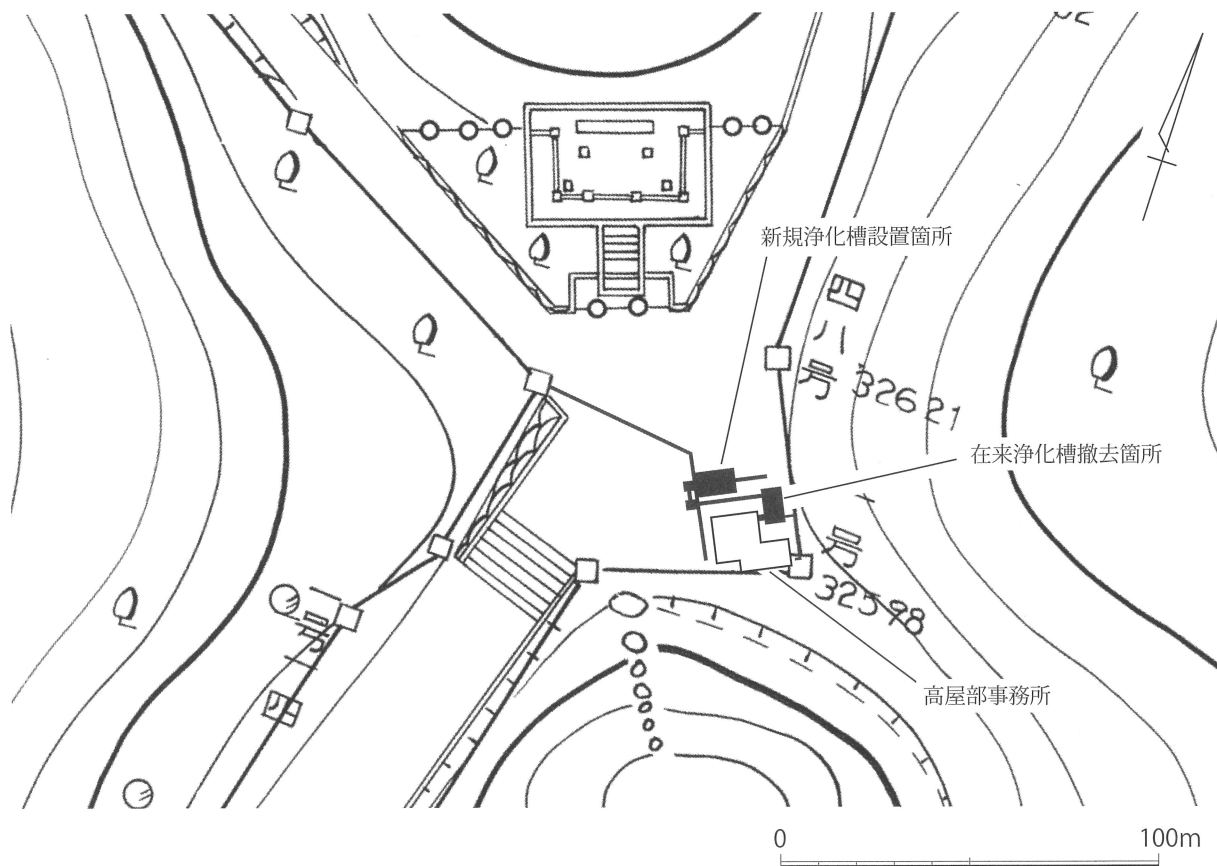
新規浄化槽設置箇所での掘削は、長さおよそ 2.5～2.6 m、幅およそ 1.5～1.7 m、深さおよそ 1.8～1.9 m の規模であり、土層は、その性格から大きく 4 層に大別できた（第 27 図、図版 49）⁽⁴⁾。Ⅰ層としたものは、拝所内に敷き詰められている白砂の層である。Ⅱ層は、陵治定後の拝所の造成や、その後に行われた整備に伴うと見られる盛土層である。Ⅲ層は、黒色や暗褐色、オレンジ色などを呈する火山灰による自然堆積層である。うち、オレンジ色を呈しているのが、いわゆる「アカホヤ」である。Ⅳ層はチョコレート色を呈し、径～3 cm 程度の風化礫、径～15 cm 程度の礫を含んでおり、地山層と思われる。Ⅲ・Ⅳ層はおおむね西から東へ傾斜しているが、これは、拝所が丘陵地上にあり、掘削箇所がその東斜面に近いことを反映しているものであろう。

遺物は全く出土せず、工事は予定どおり施工された。

（有馬 伸）

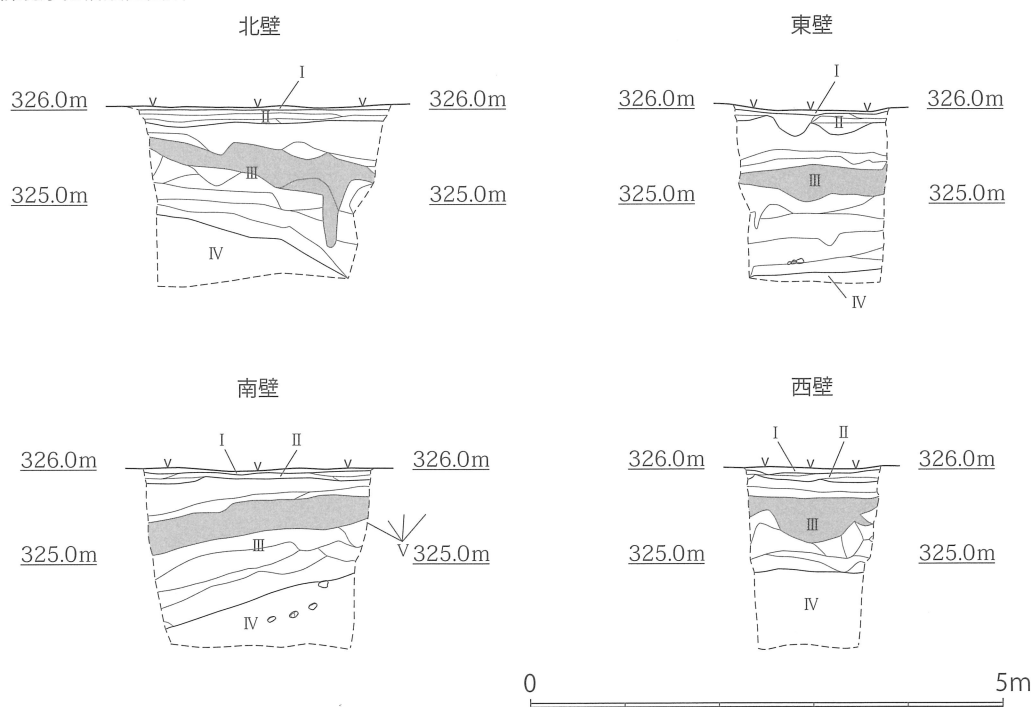


第25図 高屋山上陵 測量図(1/3,000)



第26図 高屋山上陵 掘削箇所位置図(1/500)

新規浄化槽設置箇所



※ 本図の標高は、境界標識第46号を326.21mとして算出したものである。
 ※ III層中の網掛けは「アカホヤ」である。

第27図 高屋山上陵 掘削箇所断面図(1/80)

註

- (1) 坂本太郎ほか校注『日本書紀』上(『日本古典文学大系』67)、岩波書店、1967年。
- (2) 倉野憲司・武田祐吉校注『古事記 祝詞』(『日本古典文学大系』1)、岩波書店、1958年。
- (3) 神代三陵決定に関する公文書は、下記の3種をウェブ上で閲覧することができる。

「神代三陵御確定ノ儀伺」『公文録』明治7年 第184巻 明治7年7月 教部省伺(布達)(国立公文書館所蔵、請求番号:公01206100、件名番号:005)

「神代三陵所在確定」『太政類典』第2編 明治4年～明治10年 第264巻 教法15 三陵1(国立公文書館所蔵、請求番号:太00487100、件名番号:024)

「鹿児島縣管内神代三陵所在確定」『帝室例規類纂』明治7年 巻14 陵墓門 山陵・諸墓(宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号:23348-14)

なお、『公文録』、『帝室例規類纂』はカラー画像だが、『太政類典』はモノクロ画像である。

- (4) 本件調査に関しては、霧島市教育委員会社会教育課堀之内清子、三好健一、小水流一樹、日高奈穂美の各氏に現地を検分していただき、土層の解釈をはじめ種々のご教示を賜った。記して感謝の意を表したい。



1 新規浄化槽設置箇所 北壁・東壁（南西から）



2 新規浄化槽設置箇所 南壁・西壁（北東から）